

## 令和6年度事業計画

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

### 1. 基本理念

公正かつ自由な宅地建物取引にかかる経済活動の機会の確保と促進による宅地建物取引業の健全な発達、その活性化による国民生活の安定向上及び地域社会の健全な発達に寄与する。

### 2. ビジョン

公正で健全な不動産取引を通じて、しあわせなまちづくりを実現するために、人・すまい・地域をつなぐ懸け橋になることを目指す。

### 3. 位置づけ

令和6年度は10ヵ年中長期計画(2017年～2026年)の8年目となり、後期ビジョン(2024年～2026年)の1年目として中期ビジョンの重点活動として掲げていた3本の柱を基に、大阪宅建ビジョンの実現に向け、SDGs(持続可能な開発目標)の視点を取り入れ、さらなるデジタルトランスフォーメーション(DX化)の推進と大阪宅建ビジネスモデル(B to B to Cモデル)の実現を目指す。

### 4. 重点活動

#### 1) 地域貢献・地域活性化

エリア価値を高める取組(エリアマネジメント)を行い明るい未来を描く。

地域イベント・地域清掃活動等への参加並びに行政や大阪府警察との連携活動を通じて、地域に貢献し、地域を活性化させる。

#### 2) 会員のビジネスチャンスの創出

まちづくりに関わるプロフェッショナルがさらなる躍進をするためのサポート体制を強化する。また、青鳩会及びTAKTAS.等によるビジネス交流会等を通じ会員ネットワークを育み、強化することでビジネスチャンスの創出や業界の活性化を図る。

#### 3) 大阪宅建の組織体制の盤石化

会員管理・入会促進の強化、研修による会員の品位の保持及び資質の向上を図る。また、「会員ニーズを的確に把握し、真に会員のためとなる組織体制」になるよう、本部・

支部の業務を明確化し、業務ツールの活用をはじめとした本部・支部との連携強化や、関係団体とも連携をもった体制づくりを目指す。

## 5. 継続事業・その他事業

上記重点活動の実施とともに、ビジョン実現に向けた新たな取り組みや既存事業の改善を検討し、以下の事業を実施する。

### 1) 継続事業 1

宅地建物取引業務に関する行政等への事業協力、啓発研修会等の開催、不動産流通市場の整備と近代化事業への助成及び相談、助言事業

#### ①宅地建物取引業の適正な運営についての国及び地方公共団体並びに関係諸団体への協力事業

ア) 官公庁への協力に関する事業

1. 不動産の公正取引等に関する事業
2. 官公庁、地方自治体への不動産物件情報提供に関する事業
3. 空き家等対策の推進に関する事業
4. 自治会・町内会への加入促進に関する事業

イ) 公共住宅の供給促進等に関する事業

ウ) 公益社団法人民間総合調停センターへの参画に関する事業

#### ②宅地建物取引業法その他の宅地建物取引に関する法令等の周知及び研究に関する事業

ア) 宅地建物取引業法及び関係法規の改正に伴う研究と対応に関する事業

#### ③宅地建物取引業務に関する研修会、講演会等の開催

ア) 消費者への正しい不動産取引知識の啓発活動に関する事業

イ) 研修インストラクターによる資質向上を図るための研修会開催に関する事業

ウ) 不動産相談業務に関する研修会開催に関する事業

エ) 行政及び上部団体等の開催する研修会に関する事業

#### ④不動産流通市場の整備と近代化に必要な事業

ア) 大阪宅建 Web サイト及び TAKTAS. メンバーサイトの運営に関する事業

イ) ハトサポ BB 及びハトマークサイト等関連サイトへの運営協力と周知

ウ) 大阪府宅地価格システムの運営に関する事業

エ) 公益社団法人近畿圏不動産流通機構(レインズシステム)への協力とサブセンター事業

#### ⑤宅地建物取引業務に関する相談、助言事業

ア) 消費者と会員からの相談に関する事業

1. 不動産無料相談所の運営
2. 各支部における不動産無料一般相談の実施
3. 各支部における不動産無料一般相談フェアへの協力
4. たくっちの Web 相談室の運営

5. 不動産取引 Q&A の公開

⑥デジタル化の促進に関する事業

ア) 組織運営に係るデジタルトランスフォーメーション (DX) に関する事業

2) 継続事業 2

地域社会への貢献活動

①地域社会への貢献活動に関する事業

ア) こども 110 番事業

イ) 献血活動

ウ) 大阪府警察との連携による防犯協力に関する事業

エ) AED (自動体外式除細動器) 維持管理事業

オ) 災害基金支援活動に関する事業

3) 収益事業 (その他事業)

①賃貸事業

②不動産学院の運営事業

4) 共益事業 (その他事業)

①会員等への業務研修に関する事業

②会員の懇親及び親睦活動に関する事業

5) 各委員会が所管する管理業務

①円滑な会務運営の実施

②健全な財務運営と適正な経理処理に関する事項

③中長期を見据えた会務運営の各種検討・提言に関する事項

④新規宅建業者への入会促進に関する事項

⑤会員の綱紀に関する事項

⑥インターネット等のシステム運営に関する事項

⑦各種規程等の整備に関する事項

⑧政策活動等に関する事項

⑨倫理規程等の自主規制に関する事項

⑩職員就業規則他関連諸規程に関する調査研究と職員相互機関からの要望事項への対応